



2022年12月7日

各 位

会 社 名 J Kホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 青木 慶一郎
(コード：9896、東証プライム市場)
問合せ先 取締役経営管理本部長 舘崎 和行
(TEL. 03-5534-3803)

従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本年10月に創業85周年を迎えることができました。これもひとえに株主さまをはじめ多くのステークホルダーの皆さまからのご指導、ご鞭撻の賜物と心より感謝申し上げます。

この85周年の節目に際し、これまでの成長、発展の原動力となり、当社を支えてくれた当社及び当社の子会社であるジャパン建材(株)（以下「ジャパン建材」といいます。）の役職員に対し感謝の意を表すのと同時に、100周年に向け、役職員一同が一丸となって、株主の皆さまと同じ目線で企業価値の持続的な向上に取り組むインセンティブとなることを期待して、一定の条件の下で自己株式を割り当てることを、本日開催の取締役会で決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、この自己株式の割り当ては、①当社並びにジャパン建材の取締役及び幹部従業員等を対象とする譲渡制限付株式報酬制度、②当社及びジャパン建材の管理職従業員等を対象とする従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度、③当社及びジャパン建材の非管理職従業員等を対象とする特別奨励金スキーム（自己株処分型）の3つのスキームにより行います。このお知らせは、このうち当社及びジャパン建材の非管理職従業員等を対象とする特別奨励金スキーム（自己株処分型）（以下「本制度」といいます。）を対象とするものです。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年3月28日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 308,400株（注）
(3) 処 分 価 額	1株につき997円
(4) 処 分 総 額	307,474,800円（注）
(5) 処 分 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申し込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を割り当てます（当該割り当てた数が処分株式の数となります。）。なお、各対象従業員からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません。 (J Kホールディングス従業員持株会308,400株)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

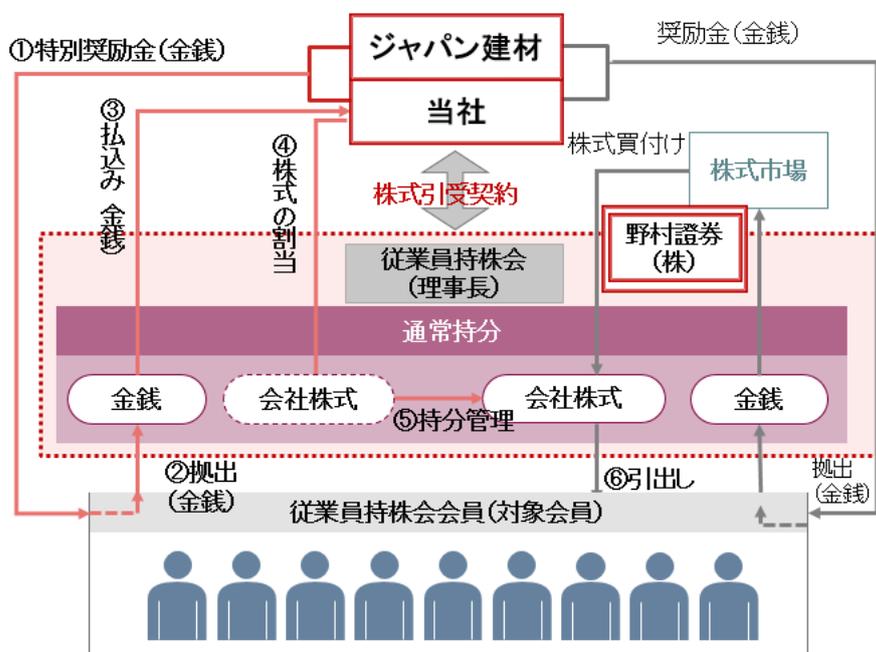
（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、対象従業員のうち本持株会未加入者への入会プロモーション終了後の本持株会加入者数に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の中長期的な株主価値に対する従業員のモチベーション向上を企図して、当社の発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、対象従業員のうち本持株会の会員である者（以下「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与することを決定しました。本制度は、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定しますが、最大308,400株を本持株会へ処分する予定です。なお、本自己株式処分による株式の希薄化規模は、かかる最大数を前提とした場合、2022年9月30日現在の発行済株式総数31,840,016株に対し0.97%（小数点以下第3位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。）であり、2022年9月30日現在の総議決権個数297,465個に対し1.04%です。

なお、本自己株式処分は、申込期間に当社と本持株会との間で本引受契約が締結されることを条件として行われます。

本制度の仕組み



- ① 会社は持株会会員に対し特別奨励金を支給します。
- ② 会員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。
- ③ 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ本第三者割当について払込みを行います。
- ④ 会社は持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑤ 割り当てられた株式は持株会が野村証券を通じて、持株会内の会員持分に加算・管理されます。
- ⑥ 会員は個人名義の証券口座に割り当てられた株式を引出すことができます。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、特別奨励金として会員に支給され、会員から本持株会に対して拠出される特別奨励金を払い込むことにより行われるものです。処分金額につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2022年12月6日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である997円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2022年11月7日～2022年12月6日）	1,028円	▲3.02%
3ヶ月（2022年9月7日～2022年12月6日）	1,027円	▲2.92%
6ヶ月（2022年6月7日～2022年12月6日）	1,003円	▲0.60%

本日開催の取締役会に出席した監査役4名全員（うち社外監査役2名）は、上記処分金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分金額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当予定先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上